

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月7日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	事務管理課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	事務管理課 富山 良光
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
優先株式	10株	ゴルフ場の利用権及び定款に定める残余財産の優先分配権付の株式であり、株主総会における議決権は有していません。 単元株制度は採用していません。

(注) 1 平成24年6月7日開催の取締役会決議および平成24年6月21日開催（予定）の定時株主総会の決議を条件としております。

2 発行数は、上記取締役会及び定時株主総会において決議された、公募による新株発行に係る募集株式数9株および公募による自己株式の処分に係る募集株式数1株の合計であります。したがって本募集（以下、「一般募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込の勧誘であります。

3 ゴルフ場の利用権

当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができる。

4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額（入会金・名義変更料は含まない）のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。
- (2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- (4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。
- (5) 当社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (6) 当社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- (7) 当社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。

5 株式の譲渡制限

定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。

6 優先株式に議決権のない理由

当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)

株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新規発行株式	9株	216,000,000	108,000,000
	自己株式の処分	1株	24,000,000	
計(総発行株式)		10株	240,000,000	108,000,000

- (注) 1 当社が直接全株式を募集します。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は108,000,000円であります。
- 3 発行する優先株式のうち1株は、当社の保有する当社優先株式による自己株式処分によるものであり、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
24,000,000	12,000,000	1株	平成24年10月1日(月)から 平成25年3月15日(金)まで	1株につき 24,000,000	平成25年4月1日(月)

(注) 1 一般募集の方法により行うものとし、第三者割当は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 (1)に記載のとおり、自己株式の処分1株については資本組入額はありません。

4 本募集は、当社が経営するゴルフ場の正会員となることが条件であり、正会員となるための入会審査を行います。申込期間はゴルフ場への入会申込期間となります。申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込をするものいたします。

5 申込みが募集株式数を超過した場合は、ゴルフ場の正会員となるための入会審査を入会申込書の到着順に行った上、募集株式数を上限とし、発行株式数といたします。申込みが募集株式数に満たない場合においてもゴルフ場の正会員となるための入会審査を行い、承認された方の数をもって発行株式数といたします。

6 申込証拠金は、後記払込取扱場所にゴルフ場の正会員となることが承認された日から払込期日の前日までに払込むこととし、払込期日をもって払込金に振替充当いたします。

7 申込証拠金には利息はつけません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーグルポイントゴルフクラブ	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内1-3-2

(注) 上記払込取扱場所での申込は行いません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
240,000,000	1,000,000	239,000,000

(注) 発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る諸費用の概算額及び差引手取概算額のそれぞれ合計額であります。発行諸費用として有価証券届出書等開示資料作成報酬並びに弁護

士報酬及びパンフレット等印刷諸経費並びにWeb関連諸費用の概算合計1,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額239,000,000円につきましては、コースの改修、クラブハウスの修繕費等の運転資金に充当する予定であります。具体的な使途の内訳につきましては、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴルフコース改修・補修工事費用として	200	平成25年4月～平成30年3月
クラブハウス等建物設備補修工事費用として	39	平成25年4月～平成30年3月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期）又は半期報告書（第14期中）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年6月7日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年6月7日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月23日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第14期中)	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆印

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士

武藤 浩司印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士

武藤浩司

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月 9日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士 菊地 隆

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士 武藤 浩司

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。また、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自他は含まれておりません。